

参加研究からの洋上風力発電事業の推進

技術講演@海底地質リスク評価研究会

2022年9月28日(水) 東邦大学 竹内彩乃 ayano.takeuchi@sci.toho-u.ac.jp

本日の流れ

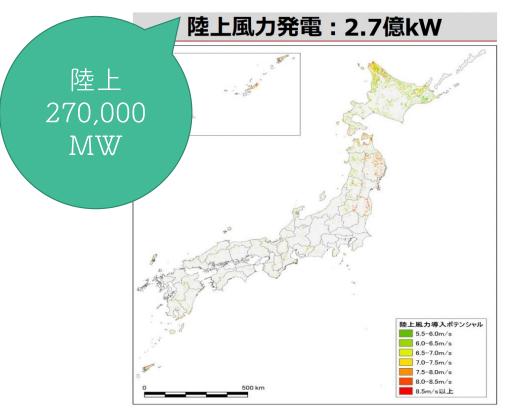


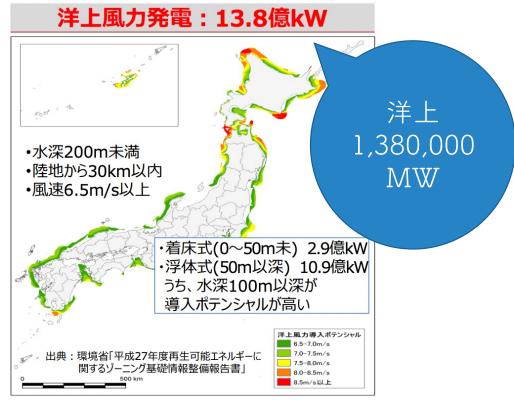
- 自己紹介
- 洋上風力発電の現状
- 参加研究的にみた洋上風力発電推進の理想と現実
- 現実をいかに理想に近づけるか?
 - 情報提供・協議・協働の段階に基づいて事例紹介
- 現状の仕組みを最大限活用するためには?



洋上風力発電のポテンシャル







環境省資料

風力発電導入量(ほぼ陸上)





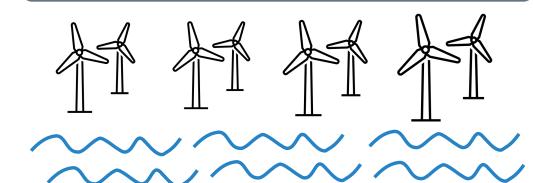
洋上風力発電導入目標



2050年カーボンニュートラルの実現

1

洋上風力ビジョン(2020)



洋上 2040年 までに 45,000MW 達成

10MWの風車を 4,500基設置



再エネ海域利用法 →促進区域の指定

促進区域の指定プロセスの全体像とスケジュール



資源エネルギー庁HP

①国による既知情報の収集 【年度ごと】 【3か月~】 有望な区域選定のよ ▶ 公平、公正、透明 B.その他の情報収集 A.都道府県からの情報収集(要望聴取) 性の観点から、一 都道府県以外の関 ・促進区域の指定を要望する都道府県は、以下の情報を国に提供 定の期間(3カ月 係者からの情報収 a. 促進区域の候補地 一定の準備 程度)の下で都 公平性を確保し 集•調整等 b. 地元関係者との調整状況 (利害関係者を特定し、協議を開始するこ 道府県等から情 ・その他必要な既知情 段階に進ん とについて同意を得ているか(協議会が設置できる状況にあるか)) 報収集(要望聴 報の収集 c. 促進区域の指定の基準等に係る都道府県の保有する情報(風況、 取) する。 でいる区域 ため 水深、海底面底質、波高、離岸距離等) 【1か月~】 つ Ś ▶ 第三者委員会の ②第三者委員会の意見も踏まえ、有望な区域を選定(定期的に開催) 開催。 継続 ③'調査実施区域の優先順位の決定 的 協議会における調整 【3カ月~】 ③協議会の設置 (予算以上に調査実施対象区域があった場合に限る) 玉 計画 ▶ 協議会について は地元のご理解 による詳細 ④'必要な調査の実施 的に ④促進区域の指定 が前提となるため、 自然状況 について協議 これ以上の期間 運用するため、 ·船舶航行 がかかる可能性 有望な区域 調査 ・系統の状況 等 もある。 ⑤利害関係者を含め、 促進区域案について合意。 ⑤'促進区域候補の絞り込み 【1か月~】 年度ごとに開 ▶ 第三者委員会を ⑥第三者委員会における促進区域の基準への適合性評価を踏まえ、促進区域案を決定(定期的に開催) 開催。 促進区域案について、②公告し、意見聴取 → ⑧関係行政機関の長への協議、関係都道府県知事・協議会の意見を聴取 【2か月程度】 促進区域 法律上の手続き。 9促進区域の指定

促進区域の状況



一定の準備段階 に進んでいる区域 10区域



有望な区域 7区域



促進区域 5区域 北海道石狩市沖、北海道岩宇及び南後志地区沖、北海道島牧沖、北海道檜山沖、北海道松前沖、青森県陸奥湾、岩手県久慈市沖、福井県あわら市沖、福岡県響灘沖、佐賀県唐津市沖

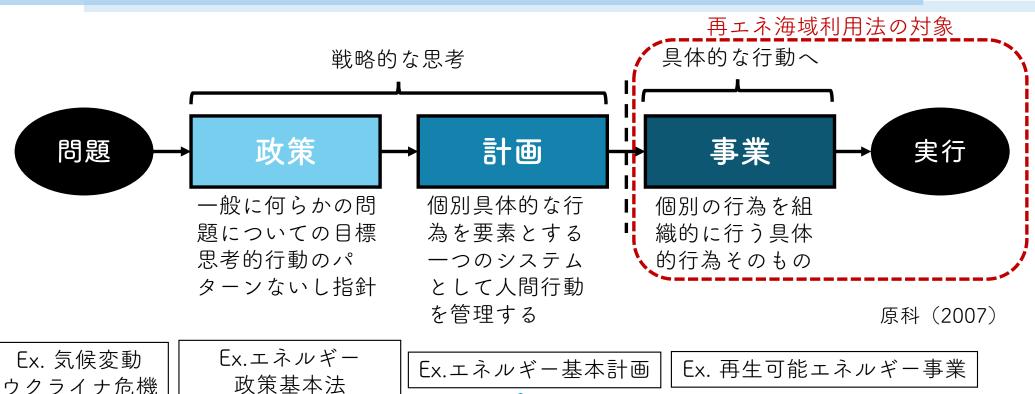
長崎県西海市江島沖、新潟県村上市及び胎内市沖、 秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖、

山形県遊佐町沖、千葉県いすみ市、青森県沖日本海(北側) 青森県沖日本海(南側)、

> 長崎県五島市沖、千葉県銚子市沖、 秋田県由利本荘市沖(北・南側)、 秋田県能代市・三種町及び男鹿市沖、 秋田県八峰町・能代市沖

政策・計画・事業の階層構造





ウクライナ危機

事業を円滑に進める上で、 計画づくりにおいて、社会(地域)の合意形成が重要

計画段階を対象とした事例(スコットランド)



国家海洋法 (沿岸域0~12海里)

英国海洋・沿岸アクセス法 (沖合域12~200海里)

2010年6月から検討を開始 海洋地域における 統合的な計画を策定

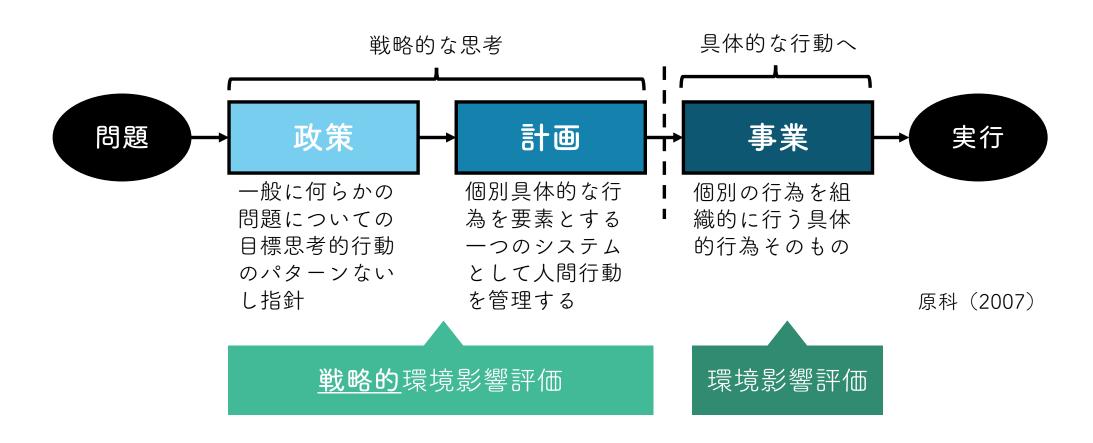
策定主体:Marine Scotland 戦略的環境影響評価を含む 持続可能性評価や、シナリ オ・マッピングを実施 国家海洋計画 (2015)



第1章 はじめに 第2章 背景にある海洋計画 第3章 ビジョン、目標、政策へのアプローチ 第4章 一般的な政策 第5章 セクター・チャプターの手引き 第6章 海洋漁業 個別テ 第7章 水產養殖 第8章 野生のサーモンと溯河性魚類 第9章 石油・ガス 第10章 炭素回収・貯留(CCS) 第11章 洋上風力および海洋再生可能エネルギー 第12章 レクリエーションと観光 第13章 海運、港湾、港、フェリー 第14章 海底ケーブル 第15章 防衛 第16章 砂利

政策・計画・事業の階層構造



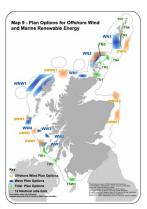


理想とわが国の現実



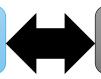
理想

海洋基本法に基づく、海洋基本計画において、国全体、もしくは広域で洋上風力発電事業に関する<u>戦略的</u>環境影響評価</u>や他事業との調整が行われる。



←スコットランドの国家海 洋計画(洋上 風力)

海洋基本計画 マップなし→



現実

- 再エネ海域利用法
- 環境影響評価法
- +環境基本法、地球温暖化対策の 推進に関する法律、エネルギー政 策基本法

再エネ海域利用法の可能性は?

洋上風力発電について、導入と環境の保全との両立の観点から、<u>ゾーニング(保全 するエリア、再生可能エネルギーの導入を推進するエリア等の設定を行う取組)手 法検討モデル事業を進めている</u>ところであり、その取りまとめ結果を踏まえた今後の導入促進のあり方を関係省庁と連携しつつ検討する。(環境省)

海洋基本計画

平成 30 年 5 月

現実をいかに理想に近づけるか?

情報提供・協議・協働の段階に基づいて事例紹介 →現状の仕組みを最大限活用するためには?



再生可能エネルギーのつくり方

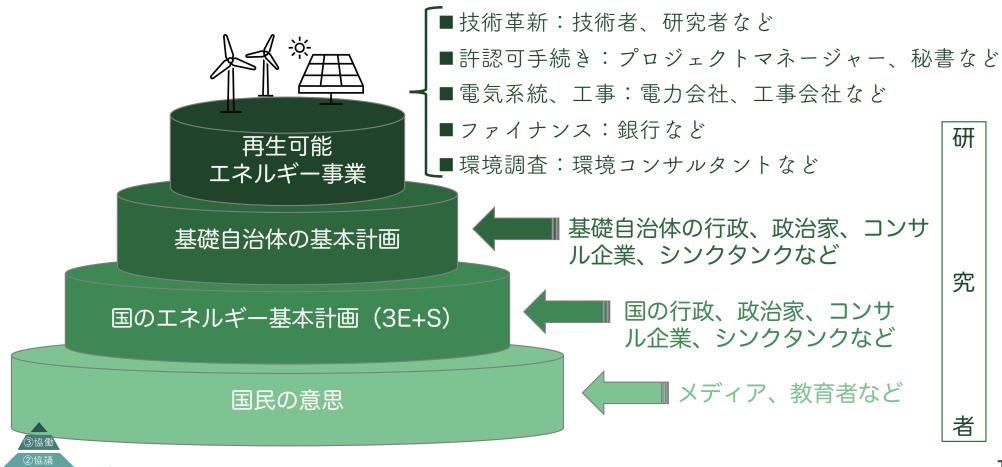


■技術設計 ■許認可手続き 洋上風力 ■電気系統、工事 教育 ■ファイナンス 再生可能 ■環境調査 エネルギー事業 基礎自治体の基本計画 国のエネルギー基本計画(3E+S) 国民の意思

- ・ 大規模な再生可能エネルギー事業は、国や基礎自治体の基本計画に位置づけられる
- ・ 基本計画は国民の意思 を反映して策定される

再生可能エネルギーに関わるヒト





北九州市に設置されている浮体式洋上風力発電









サイエンスコミュニケーションの促進



Interview&Column

インタビュー&コラム

プロジェクトにご参加いただいている方々のインタビューをまとめました。







⑥インタビュー

浮体はどう動く?60分の1模型を使って動 きを再現 @ 2022 06 01



(●インタビュー OPTIFLOWのスゴさを紹介!



環境影響を未然に防ぐ!



●インタビュー 浮体式洋上風力発電のエキスパート



風力発電の基本を学ぶ

記事をもっと見る



「次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究」 @北九州に関する市民講座







「次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究」 @北九州に関するホームページ 技術者×大学生の記事を掲載



洋上風力発電を活用した地域活性化を目指す 学生ワークショップ in秋田



日程:2022.9.5(月)~9.9金)

主催:洋上風力発電の地域における社会的合意形成研究フォーラム

共催:秋田大学、秋田県立大学、秋田工業高等専門学校

後援:秋田県、由利本荘市、能代市

- テーマ:①エネルギーの地産地消、②観光、③産業振興、④漁業協調、⑤街づくり
- 情報提供・現地視察:大森建設株式会社、風の松原自然エネルギー株式会社、有限会社浜松漁業、TDK株式会社、秋田洋上風力株式会社



再エネ海域利用法における協議会の規定



第九条 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2. 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一. 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事
- 二. 農林水産大臣及び**関係市町村長**
- 三. **関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者**、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣 及び関係都道府県知事が必要と認める者
- 3. 関係都道府県知事は、協議会が組織されていないときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。
- 4. 前項の規定による要請を受けた経済産業大臣及び国土交通大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。
- 5. 関係行政機関の長は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し、協議会の構成員の求めに応じて、協議会に対し、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。
- 6. 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 7. 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

改正温対法に基づく再エネの促進



主な改正点とそのポイント

- ①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設
- ②地域の再エネを活用した脱炭素化を 促進する事業を推進するための計画・ 認定制度の創設
- ③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

出典:環境省大臣官房環境計画課の資料 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and new/saiene/community/dl/05 07.pdf

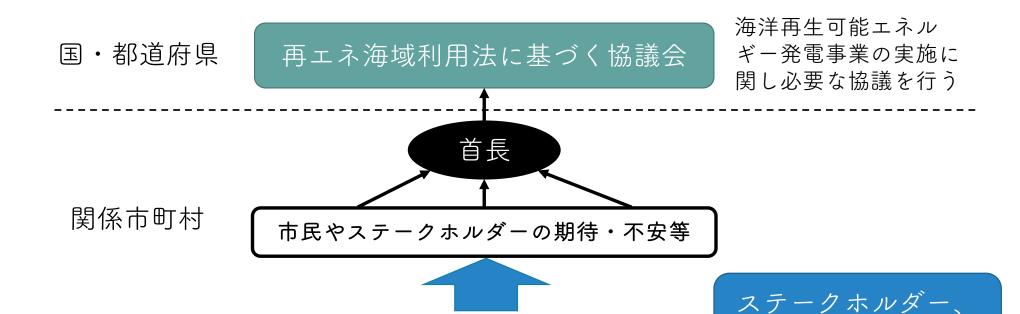
- ・ 地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の<u>再工</u> <u>ネを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱</u> <u>炭素化促進事業)に係る促進区域や環境配慮、</u> <u>地域貢献に関する方針等を定めるよう努める</u>こととする。
- 市町村から認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手続ワンストップ化等の特例を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進。



再生可能エネルギー事業への間接的な参加の機会



市民の参加の可能性





改正温対法 環境基本計画

まち・ひと・しごと創生総合戦略 市民参加推進条例 等

政策・計画への市民参加の事例



米国テキサス州における討論型世論調査

- 1990 年代後半、テキサス州の電力会社 8 社が実施
- 目的:エネルギー供給源の優先順位に関する料金負担 者の見解を調査すること
- ・賛同○:再生可能エネルギー源とエネルギー効率と節 約の改善
- 賛同×:化石燃料の使用を優先

=料金負担者が、企業が再生不可能なエネルギー源への依存を減らすよう奨励するために、追加料金を支払うことさえいとわないかもしれないことを示唆

討論型世論調査とは? 世論調査に、調査対象 者が討論して対象テーマ への知見や理解を深める 「熟議」を組み込んだ調 査手法。

(出典小学館日本大百科全書





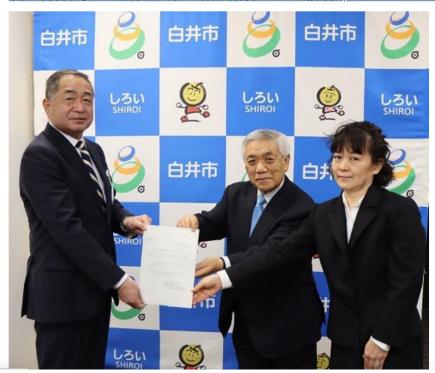
政策・計画への市民参加の評価



市民参加の実施状況に対する総合的評価について市に答申されました。

令和3年度の会議は、下表のとおり公開で実施し、以下のとおり令和4年3月30日に答申書が提出されました。答申は広報しろい(令和4年4月15日号)においても概要をお知らせしているとともに、市役所1階情報公開コーナー、図書館でも公開しています。

令和2年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について(答申)(PDFファイル:387.7KB)



例)環境基本計画策定時の市民参加

- アンケート
- 市民代表や公募委員を含む協議会
- ワークショップ
- 無作為抽出型市民会議

例えば、白井市では 市民参加の取り組みを評価する 仕組みがある。

地域共生の事例紹介



メガソーラー:三重県四日市市

- 設備容量 21.6MW
- 運転開始 2019年3月

環境影響評価の手続きの段階で、事業者の担当が地元の教員と立地予定エリアを歩きながら共同調査→希少な植物や生物種を発見し、大学の研究者の助言を受けながら対策を検討。

発電所に隣接してビオトープを作り、地域の協力を得ながら希少種の移植活動(19回) を行った。

上記のような背景があるため、環境学習の場としても活用されている。



renovainc.com/business/power_plant/yokkaichi_solar/



五島市の離島漁業振興策研究会



メンバー:水産研究・教育機構、五島市、長崎県、漁業関係者、トヨタ自動車株式会社 (技術顧問)、戸田建設(技術顧問)、国土交通省、環境省等

主な目的:「漁業振興のための水素漁船開発」

その他の取り組み:

例1) 漁船漁業の省エネ化



燃料電池船 https://www.env.go.jp /earth/ondanka/cpttv_ funds/pdf/db/140.pdf

漁船に「Dr.省エネ」を取り付けて運転時の燃料消費量を見える化し、漁業者との勉強会を開催することで、漁船運転の省エネ化を図る。

例2) 磯焼け対策

漁業者との勉強会を開催しながら、磯焼け対策の根本的な問題を特定し、解決策を一緒に考える。

- →どちらも水産研究所の研究者+地元の漁業者による勉強会、共同調査
- →キーパーソン:行政、地域の水産研究所の研究者

↓現状の仕組みを最大限活用するには?



- 情報提供:教育機関と連携した意識啓発やサイエンス・コミュニケーションを 通じた国民理解の促進
- 協議:再エネ海域利用法における法定協議会において、首長が地域代表として市民やステークホルダーの意見を述べる←改正温対法の枠組み下での計画の反映、常日頃からのコミュニケーションの重要性
- 協働:共同調査をきっかけとした課題の共有、解決策の共同検討を行うことによって、信頼関係の構築

→参加のチャンネルを増やすこと=デメリットの最小化、メリットの最大化を目指すことができるのではないか。

事業利益に直結しないが、事業の推進と地域活性化を同時に目指す上で重要な視点。

参考資料



- 再エネ海域利用法
 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html
- 五島市の取り組み https://www.env.go.jp/press/files/jp/106389.pdf
- Hindmarsh, R., Matthews, C. (2008) Deliberative Speak at the Turbine Face: Community Engagement, Wind Farms, and Renewable Energy Transitions, in Australia. Journal of Environmental Policy & Planning 10, 217–232.
- Jami, A. A., & Walsh, P. R. (2016) Wind power deployment: The role of public participation in decision-making process in Ontario, Canada. Sustainability, 8(8), 713.
- Soma, K., Haggett, C. (2015) Enhancing social acceptance in marine governance in Europe, Ocean & Coastal Management 117, 61-69.
- 原科幸彦(2001)市民参加の5段階、日本都市計画学会設立50周年記念ワークショップにおける講演、 早稲田大学、東京、2001.11.17